

デイサービス（８～９時間） 利用料金表（要介護）

デイサービスセンター 寛寿園

- 併設型Ⅲ ８時間以上９時間未満 大規模型Ⅱ事業所
- サービス提供時間 午前９：１０～午後５：１５
- 営業日 月曜日～土曜日 （１２月３０日～１月３日は休業）
- 地域加算 １０.２７ 適用

■介護保険適用サービス料金

- ※サービス提供体制加算（Ⅱ） １８ 単位 適用
- ※入浴加算（Ⅱ） ５５ 単位 適用
- ※中重度ケア体制加算 ４５ 単位 適用
- ※個別機能訓練加算（Ⅰ）口 ７６ 単位 適用

（１日あたり・単位円）

| 要介護度      | 要介護１  | 要介護２  | 要介護３   | 要介護４   | 要介護５   |
|-----------|-------|-------|--------|--------|--------|
| サービス利用料金  | 8,390 | 9,561 | 10,742 | 11,954 | 13,145 |
| 介護保険給付金   | 7,551 | 8,604 | 9,667  | 10,758 | 11,830 |
| 自己負担金（１割） | 839   | 957   | 1,075  | 1,196  | 1,315  |
| 自己負担金（２割） | 1,678 | 1,913 | 2,149  | 2,391  | 2,629  |
| 自己負担金（３割） | 2,517 | 2,869 | 3,223  | 3,587  | 3,944  |

＜個人による加算＞

| サービス区分    | 認知症加算 | 入浴加算（Ⅰ）   |
|-----------|-------|-----------|
| サービス利用料金  | 616   | 410       |
| 介護保険給付金   | 554   | 369       |
| 自己負担金（１割） | 62    | 41（差）-16  |
| 自己負担金（２割） | 124   | 82（差）-31  |
| 自己負担金（３割） | 185   | 123（差）-47 |

（ 60 単位） （ 40 単位）

＜１月あたりの加算＞

| サービス区分    | 生活機能向上連携加算Ⅱ | 個別機能訓練加算Ⅱ | 科学的介護推進体制加算 |
|-----------|-------------|-----------|-------------|
| サービス利用料金  | 1,027       | 205       | 410         |
| 介護保険給付金   | 924         | 184       | 369         |
| 自己負担金（１割） | 103         | 21        | 41          |
| 自己負担金（２割） | 206         | 41        | 82          |
| 自己負担金（３割） | 309         | 62        | 123         |

（ 100 単位） （ 20 単位） （ 40 単位）

- ① 認知症加算は主治医意見書にて認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上となっている場合に適用します。
- ② 処遇改善加算として、月額ご利用料合計金額に一律9.2%を加算した請求金額となります。
- ③ 上記金額は日割ですので、月額合計の請求書は若干異なる場合がございます。

■介護保険適用外サービス料金

|                 |     |         |    |
|-----------------|-----|---------|----|
| 昼食・おやつ・飲み物代等    | 700 | 特別行事参加費 | 実費 |
| キャンセル料（連絡の無い場合） | 500 | オムツ代    | 実費 |

■各加算説明

- ※ 入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。
- ※ 入浴介助加算（Ⅱ）は、居宅において入浴ができるようになることを目的に、居宅を訪問し把握した浴室環境等を踏まえた入浴介助計画の作成と、計画に沿った支援を行った場合に算定します。
- ※ 中重度者ケア体制加算は、中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続を目指したケアを計画的に実施できる体制を整えている場合に算定します。
- ※ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当事業所を訪問し、当事業所の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は３月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
- ※ 個別機能訓練加算（Ⅰ）は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、機能訓練加算（Ⅱ）を算定します。
- ※ 認知症加算は、認知症の利用者に認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施する体制を整えている場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。